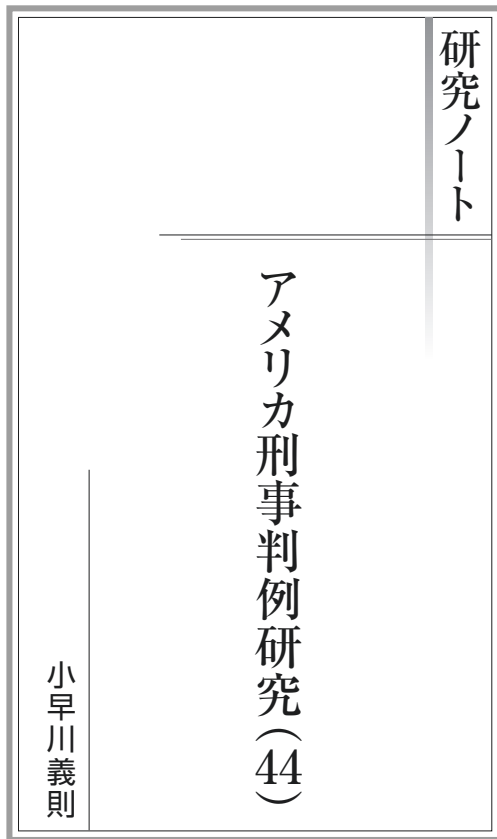




Dred Scott v. Sandford, 60 U.S. (19 How) 393 (1857) (1856)

—— 強制的にアフリカから米国に連行され奴隷として売却されたアフリカ系黒人の子孫は合衆国憲法制定当時“市民”と認められていなかったため連邦裁判所には控訴を受理する管轄権はない。

【事実】 本判決は2度弁論された。先の開廷期での弁論で裁判官の間で異なった意見が存在することが分かった。そして争われた問題は最も重要であるにもかかわらず通常の業務で多忙を極めていたので最高裁は本件を継続審議するのが望ましいと考え、より慎重に検討する機会を与えるため再弁論を命ずることとした。

本件記録によれば、2つの主要な問題が提示

されている、すなわち

1. 合衆国の巡回裁判所には両当事者の争いを審理し判断する管轄権があったか？

2. もし管轄権があったのであれば、巡回裁判所が下した判決は誤っていたか否か？

下級審でも原告であり誤審令状による救済を認められた本件原告 (the plaintiff in error) は、ミズーリ州において彼の妻子とともに被告人によって奴隷として所有されていた、そして彼自身および彼の家族が自由になる権利 (title) を獲得するために同地区を管轄する合衆国巡回裁判所に本件訴訟を起こした。その申立ては同州において通常用いられている書式によるもので裁判所の管轄権を認めるのに必要な前提として原告はミズーリ州の市民であり被告人はニューヨーク州の市民であるという主張を含んでいる。

他方、被告人は裁判所の管轄権却下を求める申立てにおいて、原告はアフリカ系黒人 (African descent) でその先祖は純粋なアフリカ人の血を引いておりこの国に強制的に連れてこられ奴隷として売買されたのであるからミズーリ州の市民ではないと主張した。ミズーリ州巡回裁判所はこの主張を認めず、原告に有利な判断を下した。(at 399-400.)

Taney首席裁判官は、以上の事実を述べた後7対2で法廷意見を言い渡した。

【法廷意見】

原判決破棄。 本件での問題は実に簡単 (single) である。すなわち、その祖先がアフリカからこの国に輸入され奴隷として売買された黒人は合衆国の憲法によって形成された政治的共同体のメンバーとなることができるか、そしてそのようなメンバーとしての合衆国市民に保障されているすべての権利、特権を有しているか？そのような諸権利の1つが憲法において保障されている合衆国裁判所に訴える権利 (privilege of suing) である。本件での唯一の問題は、それ故、そのような奴隷の子孫は合衆国の憲法の中で市民という言葉が用いられている意味で州の市民であるかである。(at 403.)

“合衆国の人民 (people)” という言葉と “市民 (citizens)” という言葉は同義語で同一のことを意味する。両者はいずれも、われわれの共和制の制度の下で主権を形成し、それぞれの代表者を介して政府を指導する権限を有する政治団体 (political body) であることを示している。それらはわれわれが通常いうところの “主権者としての人民 (sovereign people)” であり、すべての市民は人民としてこのような主権を構成するメンバーである。われわれの面前にある問題は、管轄権の申立て却下の中で述べられているそのような階級の人々 (the class of persons described in the plea in abatement) はこのような人民の一部でありこのような主権のメンバーを構成するかである。われわれは、彼らはこのような市民の一部ではないし憲法の中にある “市民” という言葉に含まれることを意図されてもいなかった、それ故、彼らは合衆国市民に対し提供され保障されている権利や特権を一切主張できないと考える。それどころか彼らは、当時支配的人種の支配下に置かれ従属的で劣った階級の人間であると考えられていた、そして解放されたか否かにかかわらず支配者に従属し続けており、権限を有する人や政府が彼らに与えることを選択する場合を除き、権利や特権を有しない地位に置かれていた。(they were at that time considered as a subordinate and inferior class of being, who had been subjugated by the dominant race, and, whether emancipated or not, yet remained subject to their authority, and had no rights or privileges but such as those who held the power and the Government might choose to grant them.) (at 404-405.)

これらの法律の正義または不正義ないし賢明または不賢明を判断するのは裁判所の領域でない。この問題の判断は政治的権力ないし立法府の権限すなわち主権を形成し憲法を創造した人々に属していた。裁判所の義務は、われわれが獲得できる最上の光に照らし彼らが形成した制度をこのテーマに関して解釈すること、そしてそれが採用されたときの本当の意図と意味を認定しそれに従ってわれわれがそれを施行する

ことである。

そうすると次のような問題が生ずる。憲法の規定は、当時またはその後に輸入され自由人とされた黒人であるアフリカ人種を合衆国の市民としておりかつその他の州においても完全な市民権を付与しているか？合衆国の憲法は、彼が1つの州の法律の下で自由人とされたときはいつでも他の州においても市民としてのすべての特権を彼に付与しているのか？という問題が生ずるのである。

当裁判所は、これらの命題を肯定しそれを維持することはできないと考える。そして維持できないというのであれば、原告は合衆国の憲法の範囲内においてミズーリ州の市民ではあり得ない、したがって、ミズーリ州の裁判所において訴訟を起こす権利はなかったことになる。(at 406.)

憲法が採用されたとき若干の州において市民として認められた市民はこの新しい政治団体の市民にもなった。しかし他の州ではそうではなかった。それ故、憲法が採用されたときこの若干の州において市民であったかを誰が判断するのかの検討が必要となる。われわれは、このことを判断するために大英帝国から分離して新しい主権国家を形成した旧英領植民地の13州の政府および当時の制度に立ち返らなければならない。当時のイギリスの政府によって誰の権利や自由が踏みにじられたのか、そして彼らの独立を誰が宣言したのかを調査しなければならないのである。

当裁判所の意見によれば、当時の立法や歴史および独立宣言で用いられた言葉は奴隷として輸入された階級の人々は彼らの子孫を含め、彼らが自由人になったか否かを問わず、人民の一部として認められていなかった。彼らは記念すべき文書の中で用いられている一般的な言葉の中に含まれていなかったのである。

彼らはその1世紀以上前からより劣った人間 (being of an inferior order) であり、社会的ないし政治的關係において白人種と付き合うには全くふさわしくない人種と考えられていた。そして白人より下等人種である限り、彼らは白人

が尊重する権利を有していない、そして黒人はその利益 (his benefit) のために正当かつ合法的に奴隷にされていると考えられていた。黒人は売買され通常の商品と同一のものとして取り扱われていた。このような考えは当時の文明化された白人種の中で固定的かつ普遍的であり、イギリス政府やイギリスの人民におけるほど普遍的であった国は他にない。イギリス人は、アフリカの沿岸地方にいた彼らを捕獲 (sieged) し自らの使用のために奴隷として所有しただけでなく、通常の商品として利益を得ることができるとされるすべての国に連れて行ったのである。

したがって、アフリカ人種の黒人は彼らによって単なる財産にすぎない商品と考えられ独立宣言において結集した13植民地のすべての植民地においてそのようなものとして売買されていた。奴隷は、種々の植民地において多かれ少なかれ利益をもたらすものと認められていたのである。何人であってもこのような当時の支配的考えの正確性を疑うことはできないであろう。

異なった種々の植民地の立法は、こうした事実の積極的かつ争いえない証拠を提供している。

この問題に関して制定された種々の法律を列挙することは冗長 (tedious) にすぎよう。当時の英領植民地全体に一般的に広く行われていたことを立証する見本として、そのうちの2つを示すことで十分であろう。その1つは今なお奴隷保有州であるメリーランド州、他の1つは1705年に奴隷制を廃止した最初の州であるマサチューセッツ州である。(at 407-408.)

管轄権却下の申立て (plea in abatement) は、当裁判所の管轄権への申立てではなく巡回裁判所の管轄権への申立てである。そして記録によれば、本件事実に関して巡回裁判所に管轄権があると判断したことにおいて同裁判所が誤っていたことは明らかである。この誤りを匡することは上級裁判所の義務である。しかし管轄権の欠如を理由に本件を却下することによって義務を果たしたということではできない、誤った判決はそのまま効力を有することとなり被害者側には

何の救済にもならないからである。それ故、当裁判所は上級裁判所だけに与えられている正当な管轄権を行使して巡回裁判所の判断を破棄することとする。巡回裁判所が誤った前提に基づいて被告人に有利な判決をしたのは明らかであり、そのようなことをさらに追及する必要はない。下級審での管轄権の欠如 (want of jurisdiction) は本件記録上明確である。(at 428-429.)

われわれは、それ故、原告によって依拠された事実によれば彼には自由を求める権利があるかの検討に移ることとする。

原告は黒人奴隷で合衆国陸軍の軍医Emerson (E) の所有物だった。1834年に彼 (E) は原告をミズーリ州からイリノイ州のロックアイランドにある軍事基地 (military spot) に連れて行き、そこで1836年の4月または5月まで奴隷として彼を所有していた。この時点でEは、原告を上述のロックアイランドにある軍事基地から北緯36度30分の北にありミズーリ州の北側に位置し合衆国がフランスから獲得したUpper Louisianaとして知られるミシシッピ州の西岸にあるFort Snellingの軍事基地に移した。Eは1838年まで上述のFort Snellingで原告を奴隷として所有していた。

1835年の時点で原告の第2訴因で名前が挙げられているHarriet (H) は、合衆国陸軍少佐Taliaferro (T) の黒人奴隷だった。Tは同年、HをFort Snellingに連れて行き1836年まで彼女を奴隷として所有し、Eに譲り渡した。Eは1838年までHをFort Snellingで奴隷として所有していた。

1836年に原告とHは、彼らの主人であり所有者であったEの同意を得てFort Snellingで結婚した。原告の第3訴因で名前が挙げられているElizaとLizzieはこの結婚により生まれた子供 (fruit) である。Elizaはほぼ14歳でミズーリ州の北境界線の北でミシシッピ川の蒸気船Gipsyの船内で生まれた。Lizzieはほぼ7歳でミズーリ州のJefferson Barracksと呼ばれる軍事基地で生まれた。1838年にEは、原告とHおよび彼らの娘ElizaをFort Snellingからミズーリ州に移した、それ以降彼らはそこで居住している。

Eは、本件訴訟が始まる前に原告とHおよび彼らの娘(ElizaとLizzie)の4人を被告(Sandford)に奴隷として売却した。そして被告はそれ以降、彼らを奴隷として所有している。

この争いを検討する際に2つの問題が生じる、すなわち、1. 彼(ドレッド・スコット)は、彼の家族とともに先に言及した合衆国の領土内に滞在していたためミズーリ州で自由人となっていたか?そして2. 彼らはそうでなかった(ミズーリ州で自由人となっていなかった)というのであれば、スコット自身は、イリノイ州のロックアイランドに連行されたことによってもお自由人であるのか?

われわれは、まず最初の問題の検討に取りかかる。原告が依拠する議会の法は、奴隷または意に反する苦役は犯罪としての刑罰である場合を除き北緯36度30分の北にありミズーリ州の境界内に含まれていないルイジアナ州の名の下でフランスから割譲されたすべての部分において禁止されると宣言している。そしてわれわれがこの部分の検討の最初に出会う難しい問題は、憲法によって与えられたいかなる権限の下でこのような法を制定する権限が議会に認められていたかである、すなわち、このような権限が憲法(that instrument)によって与えられていないのであれば、それを無効とし州法の下で奴隷として所有されている者に自由を与えることはできないと宣言することが当裁判所の義務となるからである。

原告側弁護人は、“合衆国に属する領土や財産に関し必要なすべてのルールや規則を設ける”権限を議会に付与する憲法の条項をとりわけ強調する。しかし、当裁判所の意見によると、憲法のこの条項は現在の争いに関連性がない、どのような権限が与えられているにせよ、それは合衆国と大英帝国とが条約によって確定した領域内に限定することが意図されていたのであり、その後外国政府から獲得された領土に影響することはあり得ない。それは周知の特定の領土に対する特別の規定で現在の“非常事態(present emergency)”に対処するものであり、それ以外のものでは一切なかったからである。

この条項(article)の文言を注意深く検討することにあわせて当時の歴史を概観すると、この命題(propositions)の正確性が分かる。(at 430-432.)

問題の領土がフランスからの割譲によって獲得された当時、州として認められるに足るほどの人口はなかった、それ故、それが自治能力のある文明化されたコミュニティによって植民され居住され(settled and inhabited by a civilized community)他の州と平等な条件(terms)で合衆国(union)の一員として認められるそのときまで合衆国に属する領土としてそれを保有することが絶対に必要であった。しかし、すでに述べたように、それは合衆国の人民の代表者としての全国政府(General Government)によって獲得されたものである、それ故、このような性格において彼らの共通かつ平等な利益のためにそれは所有されなければならない、すなわち、それは彼らの代表者を介して行動するいくつかの州の人民であったのであるから、問題の領土を実際に獲得した連邦政府は、それが合衆国の一員として他の州と結びつくまで(それが合衆国に正式に参加するまで)彼らの共通の使用のためにそれを所有しているのである。

しかし、そのような時が到来するまで社会を組織して住民の身体および財産を保護するために政府を樹立することが明らかに必要である、そして合衆国の人民は彼らを代表する政府を介してのみこの問題にかかわることができるのであるから、そのような政府を樹立することはその権限の範囲にあるだけでなくその義務でもあった。合衆国の市民およびそこに居住することが認められたその他の住民の保護および安全に最も適すると考えられることを確立することは彼らの義務でもあったのである。

しかし、人民の人身や財産への(over the person or property)議会の権限は、われわれの理解する憲法および政府の下で、単なる裁量による権限にすぎない(mere discretionary power)のでは決してない。政府の権限および市民の権利と特権は憲法自体によって定められ明確に定義されている。そして領土が合衆国の一部とな

るとき連邦政府はそれを創造した人々によってそれに刻印された性格を帯びる (enters into possession) ことになる。それは、それ自体の存在を憲法に由来しそのことによってのみ存在し続け、また憲法によって厳格に定義され限定された市民への権限をも有することとなる。それはそれを越えたいかなる種類の権限も有しない。それはそれ自体で、合衆国市民とは別個の新しい性格を創造できない。領土が合衆国の一部となると政府と市民の両者は各権利を定義し明らかにしている憲法の権威の下でその中に入る。そして連邦政府は、憲法によって付与されたことを越えて人身または財産への権限を行使できない、あるいはそれが留保していた如何なる権利をも合法的に否定できない。憲法の規定の若干部分を参照すれば、この命題は明らかとなる。

例えば、連邦議会は、国教を樹立しまたは宗教上の行為を自由に行なうことを禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、人民が平穏に集会する権利、および苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定できるとは考えないであろう。

また議会は、人民が武器を保有しまたは携帯する権利を否定したり、陪審による裁判を否定し、あるいは何人に対しても刑事手続きにおいて自己に不利益な証人となることを強制できない。

これらの権限および人民の権利に関するその他については、ここで詳論する必要はない、しかし、それらは積極的な文言で一般の政府に明示に否定されている、そして私的財産の権利は同様に注意深く保護されている。それゆえ、財産の権利は、人民の諸権利と結びついており、何人も、法のデュー・プロセスなしに、生命、自由、および財産を奪われることはない」と規定する憲法の第5修正による保護と同一の理由に基づいている。そして彼が合衆国の特定の領土に自らやって来て自己の財産をもち込んだという理由だけでは何ら法に違反した犯罪を犯していないのであるから、合衆国の市民から彼の自由または財産を奪う議会の制定法は法のデュー

ー・プロセスの名に値するとはいえない (could hardly be dignified with the name of due process of law.)。われわれが述べているような人身および財産への権限は議会に付与されていないばかりか明示の文言によって否定されている、この禁止は州に限定されず、憲法がその権限を付与している全領土に及ぶ。しかし、財産としての奴隷とそれ以外の財産との間には相違があるので、合衆国憲法を解釈 (expound) してそれを適用するのはそれとは異なったルールであると考えことはできよう。そして主人と奴隷およびその相互の権利と義務に関する著名な法律家の著作によれば、それを行使する政府の権限についてはなお論争が続いていた。しかし、われわれの面前にある問題を考える際に、合衆国の人民と彼らの政府との間に存続し彼らの相互関係に介在する国の法律はないことに留意すべきである。政府の権限およびその下での市民の権利は積極的かつ明確な規定で明示に書き留められている (plainly written down)。合衆国の人民は、列挙された若干の権限をそれに委任しており、それ以外の方法で (others) 行使することを禁止されている。

すでに述べたように、財産として奴隷を所有する権利 (the right of property in slave) は憲法によって明示に肯定されている。それを売買する権利は、通常の商品や財産と同様、それを希望するすべての州において20年間にわたり合衆国の市民に保障されている。このことは平易な言葉で保障されており余りにも明らかであるので誤解の余地はない。付与されている唯一の権限は、この点に関し所有者の権利を保護する義務に結びついた権限のみである。

以上のような考察から、前述した北緯36度30分以北の合衆国の領土においてこの種の財産を所有する市民の権利を否定する議会の法は憲法によってその権限が与えられていない (not warranted)、それ故、無効であるというのが当裁判所の意見である。そしてドレッド・スコット自身も彼の家族もこの領土に連れてこられたことによって自由人とはならなかった、たとえ彼らが所有者によってそこでの永久の居住者に

なる意図でそこに連れてこられたとしてもそうである。(at 448-452.)

われわれは今まで本件を合衆国憲法の下で有効であるか、そして憲法によって連邦政府に委ねられた権限について検討してきた。しかし本件には州の権限と州の法律に依拠するもう1つの論点がある。そして合衆国の領土での居住とはかかわりなくイリノイ州に連れてこられたことによって自由人となったのであるからミズーリ州に連れ戻されたことによって再び奴隷の状態に戻されることはないという原告の側から主張されている。

本件でのこの部分に関するわれわれの注目は極めて簡単である。それが依拠する原理は *Strader et al. v. Graham* の事案で当裁判所によって判断されているからである。同事件において奴隷（複数）は、所有者の同意の下にケンタッキー州からオハイオ州に連れてこられ、その後ケンタッキー州に連れ戻された。当裁判所は、自由人としてあるいは奴隷としての彼らの地位（status）または状態は彼らが連れ戻されたときのケンタッキー州の法律に依るのでありオハイオ州の法律に依ることはないとしたうえで州自身の法に依拠した州裁判所の判断を再審査する管轄権は当裁判所にはないと判示した。

この判決は本件に直接かわる論点であった、そして当裁判所には管轄権がなかったとする判断は本件にも妥当する。スコットは彼の所有者によってイリノイ州に連れてこられ、そこでそのようなものとして所有されそのような性格のまま連れ戻されたのであり、彼の自由人または奴隷としての地位はイリノイ州法ではなくミズーリ州の法律に依存していた。しかし、ミズーリ州法によれば出戻り時に彼は自由人だった。それ故、本件は、ケンタッキー州法によって申立人はオハイオから出戻り時におも奴隷であり続けたことが明らかである *Strader et al. v. Graham* によって支配されないと主張されていた。しかし、この問題に関しどのような疑問や意見があったにせよ、スコットおよび彼の家族は出戻り時に自由であったのではなくミズーリ州の法律によって被告人の財産であり同州の法

律によって原告は奴隷であり市民ではなかったことが今では十分に確立している、当裁判所にはこのことを再審理する管轄権はなかったことをわれわれは確信する。

それ故、以上のとおり、原告は憲法においてその言葉が用いられている意味においてミズーリ州の市民ではないこと、そして合衆国の巡回裁判所にはその管轄権はなかったので判断を下すことができなかったことになる。被告人に有利な判決は、したがって、破棄されなければならない。(at 452-454.)

【McLean裁判官の反対意見】

原告（ドレッド・スコット）と彼の妻である Harriet Scott、および2人の娘 Eliza と Lizzie への暴行と監禁（assault and imprisonment）で被告人を告発する不法侵害訴訟（action of trespass）が起こされた。被告人は権利なしにかつ法に違反して彼らを彼の奴隷にしていたというのである。(at 529)

原告は1834年当時 Emerson (E) 軍医の黒人奴隷であり、Eは同年原告をミズーリ州からイリノイ州のロックアイランドに連れて行き1836年の4月または5月まで彼を奴隷として所有した後でミズーリ州北の Upper Louisiana として知られる軍事基地に連れ戻した等の事実には争いはない。

本件には以下で検討するいくつかの重要な原理が含まれている、すなわち

- 1 奴隷の地域性（locality of slavery）
- 2 連邦政府と州の奴隷制度との関係
- 3 準州政府（Territorial Government）を樹立し、そこでの奴隷制を禁止する連邦議会の権限
- 4 奴隷制が禁止されている新しい州または準州に奴隷を連れて行くことの効果
- 5 主人の支配下にある奴隷をその自由を認めた後で以前の状態に戻せるか
- 6 ミズーリ州最高裁の判断は当裁判所を拘束するか (at 533-534.)

1 奴隷制度の地域性

ヨーロッパ大陸を通じてのローマ法（Civil law）では、例外なしに、奴隷制度はそれが確

立されている地域内においてのみ存在しうると考えられている、そして奴隷が逃亡したりそのような地域外に連れて行かれたとき、彼の主人は若干の明示された例外による場合を除き、彼の返還を要求できない。ヨーロッパ諸国には、ローマ法ないし各国の法の下で逃亡した奴隷を彼の主人に返すことを義務付けていない。それどころか、奴隷は、条約上の義務がない場合、自由であるとされている。ローマ法は自由人を売買することを認めなかった。大使等は、自由人として開放することなしに奴隷をフランス、スペイン、その他のヨーロッパの諸国に連れて行くことはできなかった。フロリダの大農園から逃亡した奴隷の中にはCochrace提督の船に乗ることが認められ、王座裁判所によって自由人とされたものがあつた。

指導的判例である *Prigg v. The State of Pennsylvania* において、奴隷を認める州法は地域に限定された単なる地方法 (municipal law) にすぎないと判示されている。(at 534.)

2 連邦政府と州の奴隷制度とのかわり

奴隷はあくまでも州の制度である。憲法制定会議 (1787年) において奴隷の輸入を1800年までとする委員会の提案に対し1808年まで延期すべきであるとの反対動議がなされた。この動議は採択された——ニューハンプシャ、マサチューセッツ、コネチカット、メリーランド、ノースカロライナ、サウスカロライナおよびジョージア州が賛成票を投じ、ニュージャージー、ペンシルバニア、およびヴァージニアが消極的だった。この動議に反対したマディソン氏 (Mr. Madison) は“この20年間に及ぶ奴隷の輸入の自由からあらゆる悪影響 (mischief) が生じることが懸念されうる。このような長期にわたる奴隷制度の維持は、そのことに憲法で一切触れられていないということ以上に、アメリカ人の特質 (American Character) に不名誉なこととなる”と述べた。(at 536.)

3 準州制度を確立し奴隷制の導入を禁止する連邦議会の権限いかんについては次の点が検討されるべきである。

この点に関して私は、憲法はわが全国民のた

めに創設されたことを述べるにとどめておく。領土の拡大によって基本法の変化は必要とされなかった。奴隷制度は北西部のすべての地域で禁止されていたが、奴隷制度が存続していた南部地域の政府に対し条例 (ordinance) が援用されたときこの (奴隷) 禁止は含まれていなかった。(at 544.)

ミズーリ州の北緯36度30分での奴隷制を禁止する連邦議会の制定法は当裁判所によって無効であると宣言された。この意見は1787年の法例 (ordinance) とミズーリ州互譲法の境界線 (Missouri compromise line) との相違に主として依拠している。(at 547.)

4 奴隷制を禁止している州に奴隷を連れて行きそれを所有する効果いかん

当裁判所の多数意見によれば、奴隷はその主人によって馬やその他の財産と同様に合衆国の準州に連れてくることができるという。しかし、奴隷は単なる家畜ではない、彼には彼の創造主の痕跡 (impress of his Maker) があり神および人間の法に従う義務がある、そして彼は無限の存在 (an endless existence) を予定されている。(at 449-550.)

Dred Scott v. Emerson (1852) の事案を紹介しておこう。同事件は本件と同一の問題を含んでいる。Emersonは原告を本件被告人 (Standford) に譲渡したからである。2人の裁判官が判決を言い渡し、これに対しGamble首席裁判官は次のような反対意見を述べた。

“合衆国のすべての奴隷所有州において奴隷解放 (emancipation) の問題は制定法によって定められている。主人と奴隷が居住する州法によって要求されている書式が承認されるときはいつでも解放は完了する。解放された人の権利がその後他の州で問題となると、奴隷と主人が居住していた州の法律によって判断される。そのような法に従っていたことが明らかになると、自由になる権利はすべての奴隷所有州の裁判所において十分に認められている。”

この反対意見は私にとって最も満足できる回答である。首席裁判官はさらに続けて曰く、“異なった州の完全な平等が合衆国の基礎にあ

る。州での奴隷制度は合衆国憲法が全国政府に付与していない問題であるのでそれぞれの州の判断に委ねられている。この制度を認めるか排除するかに関しいかなる州も他の州に介入する権利はない。” (at 552-553.)

ドレッド・スコットおよび彼の妻と子供2人が1838年にSnellingからミズーリ州に移されたとき、彼らは当時居住していた州の法によって自由人となった、そしてその後14年もの間、上述の判決が言い渡された1852年まで自由人であったのである。その前のほぼ30年間、Gamble首席裁判官が述べたように、イリノイ州においてまたはいわゆるミズーリ互譲法によって奴隷が禁止されているミズーリ州以北の地域で奴隷と一緒に居住する主人は、解放証書 (a deed of emancipation) が効果的に発効したかのように奴隷を解放するとされていた、そして彼の奴隷をそのような州または準州に連れてきて奴隷として所有する陸軍の将校は、それ以外の市民と同様に彼を解放したことになり、それ以降その奴隷をミズーリ州に連れ戻しても彼の以前の奴隷としての身分は付着 (attach) しない。これがScott v. Emerson判決までミズーリ州の確立した法であった。(at 554-555.)

ところがミズーリ州裁判所の判決はそのような従前の判決を覆した。ドレッドとその家族は、Scott v. Emersonの事案以前には28年間にわたり自由人であった。このことには疑いはなくスコットとその家族が連れ戻されるまでの14年間ミズーリ州法であったのは明らかだった。私は、このように十分に確立していた判決のルールが当裁判所の1つの判決によって無効とすることはできないと考えざるを得ない。(at 555-556.)

5 ミズーリ州への連れ戻し後も原告と妻には奴隷の身分がなお付着 (attached) しているかを検討する。(at 557.)

このような理論はルイジアナ州最高裁の最近の意見で主張されていない、そして1852年までそれと反対の理論が当裁判所によって一様に支持されていた。当裁判所は最近の判決において、ミズーリ州法またはミズーリ互譲法といわれる議会の制定法はミズーリ州では効力がないと述

べている。これが判決の効果 (effect) だった。1851年にサウスカロライナ州控訴裁判所は、自由州に連れてこられた奴隷はその時点で自由となったというルールを是認した。奴隷州は一般に、主人が奴隷と一緒に奴隷が禁止されている州または準州に移り住むと奴隷はどこにおいても自由となる権利を獲得するというルールを採用していた。これがミズーリ州最高裁の確立した理論だった。ミシシッピ、ヴァージニア、ルイジアナ州においてそのように判示され、ケンタッキーとメリーランド州においてはそれより前にそのように判示されていた。ミズーリ州とイリノイ州は共通の境界線に囲まれている、一方は奴隷を禁止し、他方はそれを認めている。このことはそれぞれの主権を行使することによってなされた。われわれは、人民の自発的行為に由来する (emanating) ものとしてそれぞれの制度を尊重する義務がある。それぞれの州の人民は他の州の人民との関係を妨げる権利があるのか？各州は憲法によって保護されているそれ自身の主権に基づいて行使しているのである。

本件での事実と対比して考えてみよう。イリノイ州は、奴隷は意に反する苦役でありかつその住民となる目的で同州に連れてこられた奴隷は自由人となることを極めて厳粛で印象的な形式で宣言した。そして同州の最高裁の判決によってこの規定に憲法の効果が与えられたのである。このような事実を十分に知りつつ奴隷がミズーリ州からイリノイ州のロックアイランドに連れてこられそこで奴隷として2年間保有され、そしてミズーリ互譲法によって奴隷が禁止されているFort Snellingに連れて行かれた彼は奴隷の状態にとめおかれた。彼の妻であるHarrietもまたミズーリ州で奴隷として売買され同じ場所で4年間所有されていた。彼らはそれからミズーリ州に連れて行かれて奴隷として売買された、そして彼らは本件訴訟において奴隷ではないとだけ主張した。われわれの同僚である最高裁の裁判官は、ミズーリ州に連れ戻された時点で奴隷の身分はなお付着 (attached) していると判示したのである。

私は、この点に関する結論はイリノイ州に対

する適正な尊重 (the respect due) と調和すると考えることはできない。多数意見の原理によれば、奴隷州の奴隷は一定期間自由州に連れて行かれその後再び強制的に元の州に連れ戻されると奴隷の身分が付着するため主人の権利が保護されて自由州の主権が無視 (defies) されることになる。ドレッド・スコットとその家族が自ら進んで (voluntarily) ミズーリ州に帰ったという証拠はない。同意された事実によれば、それとは逆のことが推測される。すなわち“1838年にEmerson軍医は、原告とHarrietおよび彼らの娘ElizaをFort Snellingからミズーリ州に移動 (remove) させ、それ以降彼らはそこに居住している。彼は奴隷として従順 (passive) だった、彼は逃走等によって主人に抵抗したのではない。” (at 558-559.)

6 ミズーリ州最高裁の判断はわれわれを拘束するか

われわれは州裁判所の判断を尊重するが、それは州の制定法に関する解釈に限られる。さらに決定的と思われる理由がある。ミズーリ州最高裁はドレッドとその家族が自由人となる権利があるとする根拠であるイリノイ州議会の制定法や憲法に注目することを拒否した。州が人間の自由に関してこのようなことができるのであれば、法律はどのような保護を提供しているのか？それはミズーリ州の問題だけではない、それは裁判所法 (judiciary act) 第25条の対象になるのでミズーリ州最高裁から当裁判所に修正 (revision) を求めることのできる問題である。 (at 563-564.)

【Curtis裁判官の反対意見】

私は、アフリカ人の子孫は合衆国の市民になることはできないと判示した当裁判所の多数意見に反対する。 (at 588.)

自然権 (natural right) に反する奴隷制度は地方法 (municipal law) によって創出された。このことはそれ自体自明でありこの問題に関するあらゆる著者によって同意されているだけでなく、憲法から推認されることである。

ある州においては、かつてのローマ法のある時期におけるように、奴隷の生命を主人の手中

に委ねることができた。奴隷制度を容認する合衆国のそれ以外の州では主人が彼の生命を奪うとき奴隷を人間として取り扱う、奴隷には残虐な取扱いを受けない権利のあることを是認していた州もある。

要するに、奴隷の身分には種々の状況が含まれ、奴隷が単に家畜 (chattel) とされ市民としての権利は全く認められていなかった状態から人間として認められる状態まで種々の状況があるが、奴隷の身分を伴うかは奴隷制度を創出する地方法に依らなければならない。憲法はすべての市民に奴隷とともに合衆国の地域の住民となりそのようなものとして彼らを保有し住むことを認めているが、奴隷制度の存在にとって不可欠である地方法の規制を何ら提供することはなかったのか？

私見によれば、領土への奴隷の持ち込みの禁止は法のデュー・プロセスなしに彼の財産を奪うものであるというような見解は到底吟味に耐えない。立法権へのかかる制約は合衆国の憲法に固有のものでないことが想起されなければならない。それはマグナカルタから借用され、われわれの祖先によって彼らの固有の自由の一部としてアメリカにもたらされた大憲章 (great charter) という言葉ですべての州の中に存在している。1787年法令 (ordinance) でオハイオ州北西部での奴隷が廃止されるまでアメリカにおけるすべての政治的コミュニティにおいて奴隷制度は存在していた。そして準州での1820年の奴隷制度の廃止がマグナカルタの原理に違反するというのであれば1787年の法例もまたそれに違反することになる。さらにすべての市民に奴隷の持ち込みを禁止するのは法のデュー・プロセスなしに市民から彼らの財産を奪うことになるというのであれば、同一の禁止を制定したすべての立法についてわれわれは何をいうことができるのか？早くも1778年10月にヴァージニア州で、奴隷はそれ以降同州に輸入されてはならないとし輸入すればすべての奴隷は自由とされなければならないという法律が可決された。ヴァージニア州の市民がメリーランド州でヴァージニア州の他の市民に属する奴隷を買った、そ

してその奴隷を連れてヴァージニア州に移住した、その奴隷は彼女の自由を求めて訴訟を起こした、そして自由を取り戻したのである。そのような法は多くの州において存在しているけれども、それらが州の憲法の中に編入されたマグナカルタの原理と矛盾すると考えられた例のあることを私は知らない。憲法を創造した憲法制定会議（convention）以降そのように理解されていたことは確かである。憲法は奴隷の輸入を禁止できると考えられていたのであり、そのような権限の行使は1808年まで行われていた。キューバで奴隷を所有していた合衆国の市民がその奴隷を合衆国に連れ帰ったところ、彼らは議会の法によって自由とされた。この立法は法のデュー・プロセスなしに彼の財産を彼から奪っていることになるのか？もしそうであれば奴隷売買を禁止する法はどのようなことになるのか？準州に関する類似の規定は憲法の第5修正に違反することになるのか？（at 625-627.）

【研究】

本判決は、軍医Eの黒人奴隷であった原告（スコット）がミズーリ州（奴隷州）から一たんイリノイ州（自由州）に連れて行かれ再びミズーリ州に連れ戻されてまもなく他の軍医Tに奴隷として転売されたため原告はその時点でなお奴隷であったかが争われた事案につき、アフリカから強制的に合衆国に輸入され商品として売買された黒人は合衆国憲法制定当時には合衆国の市民ではないという考えが一般的であったので連邦裁判所には管轄権がないとしたうえで先例によれば出戻り州のミズーリ州法が適用されるため原告はなお奴隷であることは明らかで

あると判示したものである。

本判決は裁判官全員が各自の意見を述べているため反対意見を入れると291頁にも上り事実関係も極めて錯綜し黒人の市民権を否定する曲がりくねった法廷意見（tortured opinion）¹⁾の意味内容を理解するのは至難である。

ところで、「アメリカでは独立戦争の頃から次第に奴隷解放の気運が高まり、連邦成立までに6つの植民地（州）が相次いで奴隷所有を禁止するに至った。奴隷制度の存廃をめぐる南北間の対立は、その後も新しい州の加入が問題となる度に繰り返されたが、ミズーリ（奴隷州）とメイン（自由州）の連邦加入を抱合わせの形で認め、同時に、北緯36度30分以北の地域における奴隷所有を禁止した1820年のミズーリ互譲法（Missouri Compromise Act）も、こうした対立から生まれた妥協の産物であった。」ドレッド・スコット事件は、このような時代状況を背景に発生した²⁾ものである。そして本事件直後の1861年にはいわゆる南北戦争（Civil War）が勃発し、リンカーン大統領は1865年4月15日、フォード劇場で暴徒に襲われ射殺された。しかし、第13修正が奴隷制度を廃止し、1868年には第14修正が“合衆国において出生または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。”と規定したため、本判決は完全に否定されたことになる。その意味で過渡的判決とはいえアメリカでの奴隷制を考えるうえで看過できない重要な判決であるのは間違いない。その後の関連判例³⁾を別途紹介した後、本判決の事実関係についてもあらためて検討することとしたい⁴⁾。

注)

- 1) David J. Bodenhamer, Fair Trial (Rights of the Accused in American History) 70 (1992) (Oxford University Press).
- 2) 長内了「奴隷制と合衆国最高裁」英米判例百選26 [第3版] 54頁（別冊ジュリストNo 13号）。
- 3) Slaughter-House cases, 83 U.S. (16 Wall) 36 (1872); Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 532 (1896); Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).
- 4) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅶ——奴隷制度、言論・出版の自由』（2015年9月刊予定）。

（2015年5月29日稿）